

事務局作成

(平成16年6月21日現在)

(案)

# PI外環沿線協議会 議論の整理 (とりまとめ)

今回提示する資料は、運営懇談会で議論しているものの一部について、協議会で議論をすることとされたものである。

また、残りの部分も含めて、運営懇談会において、引き続き議論することとされている。

平成16年 月

PI外環沿線協議会

## はじめに

東京外かく環状道路(関越道から東名高速の区間)については、昭和41年に都市計画決定されたが、昭和45年に当時の建設大臣による「地元と話し得る条件の整うまでは、強行すべきではない。その間においては、しばらく凍結せざるを得ない。」との発言があり、以来、長年にわたりストップしたままになっている。

この問題の解決をめざし、平成12年より、地元住民団体と国・都との話し合いが行われ、9回にわたるPI外環協議会(仮称)準備会での議論を経て、「昭和41年の都市計画決定以前の原点に立ち戻って、計画の必要性から議論する。」等を「PI外環協議会(仮称)設立に向けた確認内容」として確認した。この基本認識の下で、外環について原点に立ち戻り計画の構想段階から幅広く意見を聞くパブリック・インボルブメント(PI)方式で話し合うことを目的として、平成14年6月に外環沿線の7区市(練馬区・杉並区・武蔵野市・三鷹市・調布市・狛江市・世田谷区)の住民と区市の担当者、国・都の担当者で構成されるPI外環沿線協議会が設立された。

協議会の設立以来、2ヶ年にわたり、計 回議論が行われてきた。あわせて、オープンハウスや地域毎の話し合い等のPI活動も行ってきた。

協議会では、計画の必要性を中心に広範な議論を重ねてきたが、必要性については、さまざまな意見が出され、共通の認識を得るまでには至らなかった。

しかしながら、住民と行政が対等な立場で向き合い、議論を行ってきたことで、外環の計画に関する論点が少しずつ明らかになり、意見の一致がみられた点、意見の相違がある点が、相互に認識された。

そこで、協議会での2年間の議論をとりまとめ、今後の外環計画の検討に資すると考え、公表するものである。

本とりまとめは、運営懇談会で一つの案にまとめ上げ、協議会での議論を経て、協議員全員で作上げたものであり、協議会の活動の経過、外環におけるPIの議論の前提等について述べた後、協議会での主要な論点である外環の必要性の有無についての議論や、その他の議論を整理し、最後に議論の過程で共通の認識として得られた事柄や今後の課題についてまとめている。

本とりまとめが、広く地域に浸透し、今後の議論に活用されることを期待する。

<凡例>

黒字：中間とりまとめ

赤字：中間とりまとめ以降

1 1 . 協議会の経過

2

3 1) P I 外環沿線協議会

4 平成14年6月に本協議会が設置され、計 回の協議会、計2回の現地視察を実施し  
5 た。

6

7 2)運営懇談会

8 協議会の議題の整理、会の運営について議論するため、に第12回協議会以降、出席可  
9 能な協議員による運営懇談会を設置し、これまでに計 回開催した。

10

11 3)オープンハウス

12 協議会、地元区市、東京都都市計画局、国土交通省関東地方整備局の共催による外環  
13 オープンハウスを平成15年6月から平成16年2月までの間に27回開催した。オープンハウ  
14 スの来場者は、合計で2,380名であった。

15

16 4)地域毎の話し合い

17 全体協議会に加えて地域毎の話し合いを実施した。「地域毎の話し合い」の形態と内容  
18 については、地域別に相談するものとされ、各地域で計 回実施した。

19

20 5)エリア別懇談会

21 環境調査を実施するにあたり、調査箇所や実施方法を相談するために、外環沿線地域を  
22 4つのエリア(狛江・世田谷周辺エリア、三鷹・調布周辺エリア、練馬南・杉並。武蔵野周辺  
23 エリア、練馬北周辺エリア)に分けて、エリア懇談会を計6回(狛江・世田谷周辺エリア、三  
24 鷹・調布周辺エリアは2回ずつ)実施した。

25

26

27 (それぞれの開催経過については参考3参照)

28

29

30

31

事実関係

<凡例>

黒字：中間とりまとめ

赤字：中間とりまとめ以降

## 2 . 外環におけるパブリック・インボルブメント ( P I )

### ( 1 ) P I 外環沿線協議会について

#### 1) 議論の前提

・当協議会は、東京外かく環状道路(以下、外環と略す)について「PI 外環協議会(仮称)設立に向けた確認内容」を踏まえ、原点に立ち戻り計画の構想段階から幅広く意見を聞くパブリック・インボルブメント(PI)方式で話し合うことを目的としている。

・協議会発足に先立って、9回にわたり住民と行政が準備会で協議会のあり方について議論し、以下の基本認識で双方確認して協議会が発足することとなった。

#### PI外環協議会(仮称)設立に向けた基本認識

##### (1) 原点について

・外環の計画については、これまでの経緯を十分に踏まえて、実質的には、現在の都市計画を棚上げにし昭和41年都市計画決定以前の原点に立ち戻って、計画の必要性から議論をする。

##### (2) 必要性の有無(効果と影響)について

・必要性の議論については、計画ありきではなくて、もう一度原点に立ち戻って、計画の必要性から検討する。

・協議会は結論を出す場ではないが、公開して進めるので、より多くの人にその議論の内容を知ってもらうことに意義がある。

・このため、協議会での必要性の議論は、その後の計画の検討をどのようにしていくかということに重大な影響を与えるものと考えられ、社会的にそれを無視することは難しいと考える。

・協議会での議論やその他の幅広い意見を踏まえ、様々なプロセスの中で外環計画の意義について、社会全体で検討するものとする。

・その中には、上位計画における議論も含んでおり、そのプロセスを経た結果、社会全体として外環計画の意義がないとの社会的判断がされれば、事実上計画を休止することもあり得る。

・協議員は、外環沿線の7区市(練馬区・杉並区・武蔵野市・三鷹市・調布市・狛江市・世田谷区)で外環計画に関する活動をしている方(賛成、反対は問わない)から7区市および国・都が推薦した18名と7区市の担当者7名、国・都の担当者4名の29名で構成されている。

・住民の代表と区市、国と都の担当者が対等の立場で、国民にとって大切な社会資本の整備について話し合うことは画期的なことであり、将来のルール化にも生かせるPIの模範となるよう努めてきた。

<凡例>

黒字：中間とりまとめ

赤字：中間とりまとめ以降

1 2)運営

2 協議会の運営に関して、次のことが確認された。

3 ・事務局は当面、国土交通省関東地方整備局および東京都都市計画局に置く。

4 ・進行役は当面、事務局または国と都の協議員が行う。

5 ・協議会は、傍聴を認め、資料・会議録はインターネットで公開する。

6 進行役に関して議論した結果、事務局が進行役を務めることとなり、また、会議で提出され  
7 た資料や会議録は、協議会后にインターネットで公表してきた。

8 また、第12回から協議会前に議題整理のための運営懇談会を行うこととなり、運営懇談会  
9 で議論された内容は、「運営懇談会から協議会への提案」として協議会に提示されることと  
10 なった。

事実関係

11

12 3)課題

13 外環のPI活動に関して、協議員から以下のような意見が出された。

14 ・様々な意見に対し、協議会の意志決定が明確でなく、論議が拡散するケースが多々あっ  
15 た。住民の意見が言い放し、聞きっ放しにならないよう、各論点について議論の結果を一  
16 つ一つ確認し、意見が対立した場合は、論点を明確にしつつ次へ進む必要がある。

17 ・協議員の外環に関する共通認識が得られず、論議がかみ合わない状態が続いたが、論議  
18 の積み重ね、現地視察等を通じ、協議員相互の理解が深まった。これまでの外環の経緯  
19 をみれば「必要コスト」、「産みの苦しみの期間と考えるべきである。

20 ・人事異動によって、混乱が生じた。また、より多くの意見をもらうために、傍聴者からの意見  
21 を求めたが、結果として協議員の誹謗中傷が目立ったのは残念であった。

22 ・必要性から論議している最中に、国、都から方針が出されるなど、協議会を軽視していると  
23 の批判を招くこともあった。

24 ・具体的な計画内容をもとに、論議を深めるべきである。

25 ・本協議会の運営形態では、発言機会、発言時間が限られているため、論議内容によって  
26 は、地域単位での議論をすべき。

27 ・PIのプロセスにおいては、行政の説明責任と住民の発言責任が合意形成のキーポイント  
28 である。

29 ・構想段階だけに限らず将来も広く住民の声を聞くことが非常に大事。

30 ・世間では事業化が進んでいると考える人が大勢いる中で、構想段階であるということを明  
31 確に位置づけることが重要である。

中間とりまとめ（参考）今後についての意見から協議会での議論の進め方に関する内容を抜粋

第15回意見

第16回意見

第25回意見

32

<凡例>

黒字：中間とりまとめ

赤字：中間とりまとめ以降

1 (2) 全体協議会とあわせて実施したPI活動

2 1) オープンハウスについて

3 協議会は、地元に着した、生活に根ざした意見を吸い上げるとともに、住民同士が議論  
4 したり、話を聞いたり質問する場が必要であるとされた。これを受け、協議会、地元区市、東  
5 京都都市計画局、国土交通省関東地方整備局の共催によるオープンハウスを行うこととさ  
6 れ、平成15年6月より沿線区市で全27回開催された。会場には、模型やパネルなどが展示  
7 され、相談コーナー、資料閲覧コーナーなどを設けるほか、行政の担当者や地元の協議員  
8 が外環に関する説明を行い、来場者の疑問や相談に個別に応じた。

事実関係

10 2) 地域毎の話し合いについて

11 地域に協議会の議論の内容を知ってもらうとともに、地域の懸念する事柄を把握するために、  
12 区市ごとに地域毎の話し合いを実施することとなった。なお、地域毎の話し合いの形態と内  
13 容については、地域別に相談することとなった。

事実関係

15 3) エリア別懇談会について

16 環境調査にあたっては、市民参加のPI的手法を取り入れるという考え方を受けて、地域  
17 毎に個別具体の議論をするために、外環沿線地域を4つのエリアに分けて、エリア別懇談会  
18 を実施した。

事実関係

21 (3) 構想段階以降の住民参加について

22 協議会がその役割を終え、外環が建設されることになった場合、国と東京都が沿線協議  
23 会における約束などが遵守されることを見守り、監視する機能を設け、住民参加を継続して  
24 行う必要があるという意見が出された。

25 これに対して国と東京都は、「構想段階に限らず将来も広く住民の意見を聞くことが非常  
26 に大事である。今後も計画の評価に住民が参加するなど、今後のPIの進め方についても、  
27 意見を聞きながら進めていきたい」との見解を明らかにした。

28

29